

標題

日本籍インベントリ第 I 部の相当確認証書について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1184
発行日 2019 年 7 月 1 日

各位

2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。)が 2009 年 5 月に IMO において採択されています。条約は未発効ですが、日本では、2018 年 6 月 20 日に条約に関連する「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」(以下「シップリサイクル法」という。)が公布され、また、関係政省令が制定されました。これにより、条約発効前に任意で日本籍船にインベントリ相当証書が発行できることになりました。

弊会は、上記のシップリサイクル法に従って、条約発効日までの間、条約に基づく検査に相当する確認検査を以下の要領で実施いたします(本検査は強制ではなく任意です)。

1 初回検査

- (1) 一般: 初回検査では、インベントリ第 I 部について、その内容が船舶の状態と一致することを確認致します。
- (2) 提出資料: 以下に示す書類を申込書と共に弊社船舶管理システム部までご提出下さい。
 - (i) インベントリ第 I 部
 - (ii) 材料宣誓書(MD)及び供給者適合宣言(SDoC)又はこれらを確認できる資料
 - (iii) その他弊社が必要と認める資料

シップリサイクル条約附属書 5.2 に基づきインベントリ第 I 部を作成する場合は、前(2)に加え、次の書類をご提出ください。

- (i) 船上での目視及びサンプリング確認計画
 - (ii) 船上での目視及びサンプリング確認結果
- (3) 検査項目: 初回検査においては、以下の項目について確認いたします。
 - (i) 前(2)に掲げる提出資料の確認
 - (ii) 前(i)に基づく船上での確認
 - (iii) 前(ii)の確認における確認箇所には、以下の全ての箇所が含まれる。
 - (a) インベントリ第 I 部において、考慮されるべき物質の存在する可能性が高い場所
 - (b) 収集した資料等により特定できない場所
 - (c) 疑わしい組成の物質が使用されている場所

2 更新検査

- (1) 一般: 更新検査では、船舶に搭載されているインベントリ第 I 部の状態について検査を行い、インベントリ第 I 部が適切に維持されていることを確認いたします。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

- (2) 提出資料: 以下に示す書類を申込書とともに検査担当支部にお申込みください。
- (i) 有効な相当確認証書
 - (ii) インベントリ第 I 部
 - (iii) インベントリ第 I 部に記載した有害物質について、種類または量を変更したものがある場合には、当該有害物質に係る材料宣誓書(MD)及び供給者適合宣言(SDoC)
- 3 追加検査
- (1) 一般: 追加検査では、変更されたインベントリ第 I 部について、船舶の状態とその内容が一致することを確認いたします。
- (2) 提出資料: 前 2.(2)に掲げる提出資料を申込書とともに検査担当支部にお申込み下さい。
- 4 相当確認証書の交付
- 各検査完了後、弊会の発行した検査記録書を申請書と共に、管轄の地方運輸局に提出することで地方運輸局より相当確認証書が交付されます。
- 5 インベントリ第 I 部に関する鑑定書を所持している船舶について
- 既にインベントリ第 I 部に関する鑑定書を有している日本籍船舶につきましては、当該鑑定書の写しを添えて、次回定期的検査時に、初回検査の実施を検査担当支部にお申込みください。当該鑑定書を参考に初回検査を実施し、弊会の発行した検査記録書を申請書と共に、管轄の地方運輸局に提出することで相当確認証書が交付されます。

なお、EU 規則により、2020 年 12 月 31 日以降に EU 加盟国に入港する船舶にインベントリの備置きが義務付けられるとともに、インベントリは、旗国の要求事項に従って検証され、適合証明書(SOC)の発給を受けることとされているため、EU 加盟国に寄港する日本籍船については、上記の相当確認証書の発給を受ける必要があります。

そのため、弊会は、日本籍でインベントリ第 I 部に関する鑑定書を所持している船舶について相当確認証書の発行を確実にを行うことができるようサーベイスステータス(Survey Status)に、以下の Note を追記致します。

"Note: The certificate on IHM should be issued in the next periodical survey"

上記 Note は、非 EU 籍船に対しシップリサイクルに関する欧州規則が適用となる 2020 年 12 月 31 日にサーベイスステータスから削除いたします。EU 加盟国に寄港する予定がなく、サーベイスステータスから削除をご希望される場合は、弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 船舶管理システム部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2076
Fax: 03-5226-2174
E-mail: smd-env@classnk.or.jp